神奈川県高等学校写真連盟規約

設 立 趣 旨

神奈川県は全国でもアマチェアカメラマンの水準が高く、高等学校における写真クラブの活動も活発になっています。高校生が写真を通じて文化交流及び技術向上をはかるため神奈川県高等学校写真連盟を設立しました。

連盟としては、研究会、展覧会さらに各行事の他、神奈川新聞紙上での生徒の作品の掲載など、盛んな活動を行います。本連盟が躍進し、成果を上げるため、各学校の加盟を期待しております。

規　　約

第１条(名　　称)本連盟は、神奈川県高等学校写真連盟と称する。

第２条(目　　的)本連盟は、神奈川県内の高等学校及びこれに準ずる学校の写真技術の向上に努めるとともに写真文化の高揚をはかることを目的とする。

第３条(構　　成)本連盟は、神奈川県高等学校写真連盟加入校によって構成する。

第４条(事 務 局)本連盟の事務局は会長の定めるところとする。

第５条(事　　業)本連盟は、目的達成のため次の事業を行う。

１　研究会、講演会、撮影会、展覧会等の開催。
２　各学校が連携する事業。
３　機関誌等の刊行。
４　その他本会の目的達成に必要な事業。

第６条(役　　員)本連盟は、次の役員をおく。役員の任期は１カ年とする。ただし再任を妨げない。

会長１名　副会長２名　事務局長１名　事務局次長３名　監査２名
会計２名　書記２名　企画委員(教職員、生徒)若干名、顧問若干名

第７条(機　　関)本連盟は、次の会議を開き、会長がこれを招集する。

生徒総会、役員会

第８条(総　　会)本連盟は、定期総会を年１回開催する。但し役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。総会が付議することは次の通りである。

１　会務および決算の報告。事業ならびに予算の審議、承認。
２　正副会長ならびに監査の承認。
３　会則の変更。
４　その他重要事項の審議。

第９条(役 員 会)役員会は総会に次ぐ決議機関である。役員会が付議することは次の通りである。

１　総会からの委任事項。
２　正副会長ならびに監査の選出。
３　総会の提出する議案の審議。
４　会則の変更。
５　その他重要事項の審議。

第10条(会　　計)本連盟の経費は、会費、高文連補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。加盟校は会費を納入する。

第11条(会計年度)本連盟の会計年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとする。

付則１　本連盟の運営に必要な細則は役員会で決める。
付則２　本連盟は必要に応じて地区別の支部を設けることができる。
付則３　事務局は神奈川新聞社内所轄部署におく。
付則４　この規約は昭和49年７月13日より実施する。
付則５　会費は５，０００円とする。
付則６　平成元年６月、神奈川県高等学校文化連盟発足に伴い、本連盟は神奈川県高等学校文化連盟写真専門部会を兼ねるものとする。この規約は平成２年４月28日より実施する。
付則７　第２条(目　　的)を一部改定する。この規約は平成３年４月27日より実施する。
付則８　第６条(役　　員)の事務局次長の定員を３名に改定する。この規約は平成８年５月18日より実施する。
付則９　付則５　を削除する。
付則10　会費は７，０００円とする。この規約は平成22年５月８日より実施する。
付則11　付則３を削除する。事務局は神奈川新聞社におく。